

## [ 7 ] 確認書

### 確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 1 2 条第 1 項第 3 号に該当することを、 年 月 日に開催された設立総会において確認しました。

年 月 日

設立総会日以降の確認書を作成した日を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇  
設立（代表）者  
住所又は居所  
氏 名

住所・氏名を住民票どおりに記載します。  
記名（パソコン等）、署名（自筆）どちらでも可。

#### **NPO法第2条第2項第2号（宗教、政治、選挙）**（第1章1.（2）⑤をご覧ください。）

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

#### **NPO法第12条第1項第3号（暴力団）**（第1章1.（2）⑧をご覧ください。）

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 47 条第 6 号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

これらの疑いがある場合は、所轄庁は警視総監または道府県警察本部長に意見聴取を行うことができます（法 43 の 3）。